

# 第13号

定価1年間300円  
組合員の購読料は  
組合費に含む



## 発行 檜山教職員組合

〒043-0056 江差町字陣屋町 86-1  
Tel. 0139(52)0858 FAX (52)1490  
発行責任者 石橋英敏  
E-mail: hiyamakyoso@proof.ocn.ne.jp

まだまだですが、  
たたかいの  
成果あり！

# 2つを戻す！ 6月手当「役職加算額」削減分

## 今年4~6月の給料 削減0.5%分 (管理職以外)



道教組は、高教組と共に二〇日の午前八時一〇分より第三回目の「二〇一三年賃金確定交渉」を行いました。賃金確定について要求を訴え、最終回答を求めました。

夜通し一時間

の待機を得て、道教

組は西野委員長、新保副委員長、榎木

書記長、檜山からは中山書記長が参加

し、総勢五〇名の交渉団で臨み、立川

教育長に誠意ある回答を求めました。

冒頭、全道から集められ、思いのこ

もった署名一三一六筆(檜山八九筆提

出。中村さん(上川教組)と村上さん

(苫小牧西高)が現場発言し、一五年

も続く独自削減と再任用問題につい

て、現場のリアルな声を届けました。

浮いた三八億円

そもそも、なぜ七月から更なる独自

削減だったのでしょうか。その大きな

理由として、「国からの地方交付税が

減額され道の赤字財政が増える。その

ため約七〇億円分を道職員の給与で

補填しなければならぬ」というもの

でした。しかし、蓋を開けてみると、

交付税の減額が当初の予想より少な

く、結果的に三八億円が浮いた形にな

りました。そこで、組合側は「一五年

〇一二年 第三回賃金確定交渉(教育長交渉) 終わる

も独自削減が続いている。今年も七月から七〇億円減らされている。その浮いた三八億円から、少しでも給与戻すのが筋ではないか」と訴えました。

### 二つの戻し

結果的に「六月手当の『役職加算額』削減分を戻す」「今年の四月~六月の給与削減0.5%を戻す」回答となり、総額一四億円の戻しになりました。残り、道財政の赤字補填に使われます。

### 闘いの確信を持つこと

この間、赤字財政を立て直すためと、独自削減を続けましたが、赤字は解消されません。経済の問題として給与削減が赤字削減に有効なのか行政に強く再考を求めます。他の都道府県も独自削減をしていたところもあります。一五年もの長期間削減している北海道は、極めて突出しています。しかも給与水準は、あえて行政がよく使うランキングで示すと下から四番目です(但し、平均年齢は異なる)。これに独自削減を入れると、下から何番目になるかは、火を見るより明らかです。そのようなことから、今回二つの戻しは、決して満足できるものではありません。しかし、闘わなければ、これさえもままなりません。このことについて、確信を持つことは重要です。

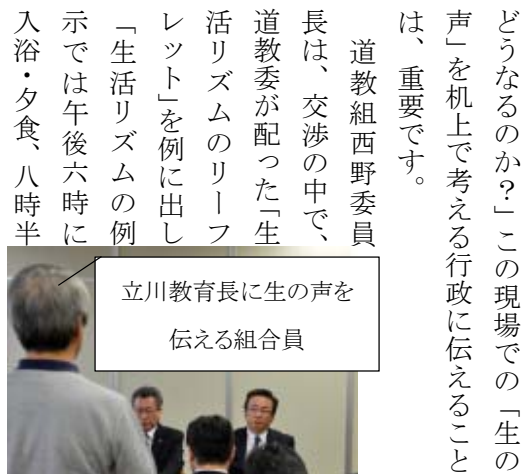
### 生の声を伝える重要性

道教委が行う教育行政が「現場ではどうなるのか?」この現場での「生の声」を机上で考える行政に伝えることは、重要です。

### 道教組西野委員長は、交渉の中で、道教委が配った「生活リズムのリーフレット」を例に出し「生活リズムの例示では午後六時に入浴・夕食、八時半から十時まで団らんとある。教職員の平均残業時間は月九一時間を超えている。五時から二時間ぐらい残業、帰宅してから〇付けなどの仕事を小一時間もしている。そんな現状を考えると、とても教職員の家庭では、そんな生活ができない。私たち教職員にも、本当にそんな生活ができるよう、労働条件を考えて欲しい。机上の論理ではなく!」と現場のリアルな状況を訴えながら、交渉のまとめを行いました。

### たたかいは続く

今回の交渉で、協議保留になったものがあります。それは、四月以降の独自削減率、査定昇給制度導入の検証、現給保障の継続などです。協議は、来年の一月と予想されます。引き続き、署名や要求書など、粘り強い取り組みが重要です。(回答詳細は裏面に)



課題	道教委（立川教育長）の回答
1. 人事委員会 勧告	・平成26年度の給与改定は、人事委員会勧告どおり実施する。 ・勤務実績に基づく昇給制度（査定昇給制度）は、引き続き、皆様方と十分に話し合ってまいりたい。
2. 道独自削減	(ア)今年6月ボーナスで4分の1カットした役職段階別加算額（8年以上で5%、24年以上で10%）」を元に戻す。（管理職は3分の1カットした額を元に戻す） (イ)管理職以外の職員には、4～6月までの給料月額の前減率を0.5%緩和する。 ⇒4～6月の前減率4.5%が4.0%に、30才以下は4.0%が3.5%に、差額分を戻す。 （参考値）①と②の合計で、50代で2万数千円、30代で1万円程度戻る見込みです。 ・4月以降の前減率については、 <u>4.2%を上限として継続協議</u> 。
3. 現給保障の継続	・職員の受給状態などにも留意した上で、引き続き、皆様方と話し合ってまいりたい。 ⇒1月の賃金確定交渉へ継続協議
4. 再任用手当	・住居手当と単身赴任手当を、すべての再任用職員を対象として支給する。 ⇒2つの手当を現在の再任用職員にも支給するが、「へき地手当」「へき地に準ずる手当」「寒冷地手当」の支給については明言せず。
5. 勤勉手当 査定制度の検証	・制度の円滑な実施に向け、これまで、制度の趣旨や内容の職員への周知、評定及び成績区分の判定の際や職員への成績区分の通知時における留意点などを周知してきた。今後、これまで以上にその徹底を図ることが必要。引き続き、「職員の士気向上」を図り「組織の活性化」に資するという制度の趣旨が反映されるよう、 <u>市町村教委や校長から意見を聞くなどしながら、</u> 不断に検証し、改善してまいりたい。 ⇒下線部分が回答に追加された。



声をあげる白山副委員

「一・一五中央行動」が東京で行われました。檜山から3名（買手、白山、中山）が参加しました。

憲法が定める「教育の機会均等」を保障する立場の政府・与党は、その後退を意味する「所得制限」を力づくで導入しようとしています。

文科省前の集会では、その法案の成立に抗議する声を一斉にあげました。そして、各都道府県から教職員が駆けつけ、父母・国民の「高校無償化」維持・拡充を求める声がいっそう強くなっている実態を訴えました。

高校の現場からは、『生徒の中でも、おれの家は、授業料払っている、おまえんちは、払ってないでしょ』など、教室内で格差がおき、子どもたちに不平等感を抱かせる「保護者の所得によって否応なく子どもたちを分けることにつながる」「以前、授業料催促をすることがあった『取り立て屋の仕事じゃないか』と苦悩した。『収入額の確認』作業で、同じようなことが出てくるのではないかと現場の懸念を語りました。

高校無償化の先は、大学の無償化となり、本当の意味での「社会全体であ

「高校無償化への所得制限はゆるさない!」

十一月五日、それぞれの都道府県の思いを胸に、「高校無償化

「一・一五中央行動」の理念の実現です。所得制限は、その理念から大きく後退することを意味します。しかも、「国際人権規約」の留保撤回をし、「日本も、高校、大学と無償化を進めていく」と世界に宣言しているのです、今回の法案は、国際的な約束からも大きく後退しています。

国会の論戦で、下村文科大臣は「お金があればやりたい」という答弁をしています。その不足の三〇〇億円です。それは、「年収三〇〇万以上の所得がある人に一五年前の所得税をかけたら、継続は可能」なのです。九一〇万以上の所得がある人から授業料を徴収する、余裕のある人に負担を増やすと言うことならば、前者の方がより

説得力があります。

集会の後、この審議が行われる参議院議員を訪ね、「高校無償化の所得制限をしないしてほしい」要請書を手渡ししました。

政府は、国家安全保障（日本版NSC）法案、秘密保護法案を今国会で成立を目指しています。本丸は平和憲法である「日本国憲法」を変えることでしょうか。どういう判断をするにせよ、学んでから判断したいものです。「あのとき、勉強しとけば良かった・・・」ということにならぬよう、今から少しずつ学び合いませんか？（資料代としてチケット300円です。）この機会に是非学びましょう。

小森さんの熱弁の聴く会事務局

(0139-52-0858) 中山まで

**「楽しくわかる 憲法の話」**

前回、大雨で中止。今度こそ雨にも負けず、聞いて...

**小森陽一氏が 江差に来る!**

プロフィール: 1953年生まれ 東京出身 日本文学者 東京大学大学院総合文化研究科教授。夏目漱石、宮沢賢治、大江健三郎の研究など、著書多数。姜尚中さんや雨宮処凛さんとの共著もある。

日時: 12月8日(日) 14:00~16:00

場所: 江差文化会館小ホール (資料代 300円)

暮らしの中で、日本国憲法は、空気や水と似ていると言われます。その日本国憲法。実はその大切さはあまり知られていません。是非この機会に学びませんか!

主催: 小森さんの熱弁を聴く会(事務局 0139-52-0858) 中山) 後援: 江差町教育委員会